

11月18日(水) 公布



平成21年11月18日  
内閣府（防災担当）

## 「平成二十一年十月六日から同月八日までの間の暴風雨による三重県津市等の区域に係る災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について

激甚災害制度は、災害復旧に要する事業費等が一定の基準を超える場合に、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）」に基づき、当該災害を「激甚災害」として政令で指定し、併せて当該災害に対し「適用すべき措置」を指定することにより、災害復旧事業の国庫補助のかさ上げ等地方公共団体に対する特別の財政援助等を実施するものです。

その指定には、全国的に大きな被害をもたらした災害を指定する場合と、局地的な災害によって大きな復旧費用が必要になった市町村を単位として指定する場合（局地激甚災害）の2つがあります。

今回は、以下のとおり、局地激甚災害の指定を行うこととしました。

### I 政令の概要

10月6日から8日にかけて、台風第18号の影響により各地で大雨となり、三重県などを中心に大きな被害が生じました。

今回の政令は、局地激甚災害指定基準に照らし、「平成二十一年十月六日から同月八日までの間の暴風雨による三重県津市等の区域に係る災害」を激甚災害として指定し、併せて当該災害に対し適用すべき措置として「公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助」等を指定するものです。具体的な対象区域及び適用すべき措置は以下のとおりです。

対象区域		適用すべき措置		
都道府県名	市町村名	2章 (法第3,4条)	法第5条	法第24条
新潟県	糸魚川市(旧青海町)		○	○
三重県	津市(旧美杉村)	○	○	○
	伊賀市(旧青山町)		○	○
大阪府	河内長野市		○	○
奈良県	宇陀市(旧菟田野町)		○	○
	吉野町		○	○

### II 適用すべき措置の概要

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（法第2章）

公共土木施設の災害復旧事業等について公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等（以下「負担法等」という。）の根拠法令等に基づく通常の国庫補助のかさ上げを行う。（過去5ヶ年平均 公共土木施設 69%→81%）

- (2) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（法第5条）  
農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業等について農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（以下「暫定法」という。）に基づく通常の国庫補助のかさ上げを行う。（過去5ヶ年平均 農地 85%→94%）
  
- (3) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（法第24条）  
公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道に係る災害復旧事業で、負担法等及び暫定法の適用を受けない小災害の復旧事業費に充てるため発行が許可された地方債に係る元利償還金を基準財政需要額に算入する。

政令第二百六十三号

平成二十一年十月六日から同月八日までの間の暴風雨による三重県津市等の区域に係る災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚災害<sup>じん</sup>に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項及び第二項、第三条第一項、第四条第一項並びに第二十四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）

第一条 次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害<sup>じん</sup>に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法律」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激 甚 災 害	適 用 す べ き 措 置
平成二十一年十月六日から同月八日までの間の暴風雨による災害で、次に掲げる市町の区域に係る	

もの

イ 三重県津市

法第三条から第五条まで及び第二十四条に規定す

る措置

ロ 新潟県糸魚川市、三重県伊賀市、大阪府河内

法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに

長野市並びに奈良県宇陀市及び吉野郡吉野町

規定する措置

備考 上欄の暴風雨とは、平成二十一年台風第十八号（同年九月三十日に北緯十一度三十分東経百五十六度十分において台風となった熱帯低気圧で、同年十月八日に北緯四十度東経百四十三度三十分において温帯低気圧となったものをいう。）によるものをいう。

（都道府県に係る特例）

第二条 前条の規定により激甚災害として指定される災害は、都道府県についての激甚<sup>じん</sup>災害に対処するため

の特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第一条第一項及び第四十三條第

一項の規定の適用並びに都道府県の負担額の算定についての同令第七条第一項の規定の適用については、

これらの規定にいう激甚災害には含まれないものとする。

## 附 則

この政令は、公布の日から施行する。